破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８号
秋田県大館市池内字上野128番地37
破産者　京錦大館店こと　松田　謙二
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第９６５号
大阪市旭区高殿７丁目11番５号
破産者　蒲生　敏男
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７３号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地洛西境谷東団地第12号棟103号室、開始決定時の住所大阪府高槻市奥天神町２丁目14番16号
破産者　山下　　彰
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２４号
大阪府三島郡島本町山崎１丁目２番７号
破産者　山口　利之
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０１号
大阪市東住吉区西今川３丁目４―12、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川４丁目25番16号
破産者　江藤　豊美
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１６号
兵庫県西宮市大森町18番３―604号
破産者　中津　延彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５８号
大阪府高槻市牧田町６番23―106号
破産者　井口　史裕
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８号
奈良県高市郡明日香村大字川原72番地の２
破産者　井村あけみ
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
奈良県橿原市中曽司町118番地　ＩＮＧ311号、前住所奈良県吉野郡吉野町大字丹治652番地の１
破産者　笠山　剛宏
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
奈良県大和高田市本郷町２番38―905号シャルマンコーポ大和高田
破産者　吉井　加奈
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
奈良県大和高田市大字大谷377番地89
破産者　上村　睦子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
鹿児島県南さつま市金峰町大坂928番地
破産者　木落　大作
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３８号
茨城県神栖市知手6076番地３
破産者　村上　成生
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３４０号
茨城県筑西市赤浜138番地９、開始決定時の住所茨城県つくば市東新井34番地６　グリーンパレスＫＯＫＩ105号
破産者　福田　勝男
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０号
新潟県佐渡市加茂歌代1238、住民票上の住所新潟県佐渡市真野新町609番地
破産者　山田惣太郎
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第１３０号
福井市江尻ケ丘町24番地
破産者　加藤　信幸
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６１号
愛知県知多郡武豊町字若宮73番地48、従前の住所愛知県知多郡武豊町字中狭54番地14
破産者　木下　博二
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部